

第2期福島おおぞうインター工業団地第2次分譲要領

(目的)

第1条 この要領は、福島おおぞうインター工業団地分譲要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、第2期福島おおぞうインター工業団地第2次（以下「第2次」という）分譲区画について早期の企業立地を図るため、造成工事完了前に第2次の予約販売（以下「予約」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(分譲区画の概要)

第2条 市が令和7年6月20日より予約を行う区画は7区画とし、概要は次のとおりとする。ただし、面積及び分譲価格については、造成工事完了後に確定するものとする。

(1) 区画1

- ア 分譲区画の名称 B区画
- イ 分譲区画の所在 福島市大笹生字塚田 外地内
- ウ 分譲区画の面積 6,369.41㎡（確定測量後に決定）
- エ 分譲区画の販売価格 138,853,138円（1㎡当たり21,800円）（予定）
- オ 分譲内定の時期 令和8年3月（予定）
- カ 土地売買契約締結の時期 令和8年10月以降（予定）

(2) 区画2

- ア 分譲区画の名称 C区画
- イ 分譲区画の所在 福島市大笹生字塚田 外地内
- ウ 分譲区画の面積 5,682.51㎡（確定測量後に決定）
- エ 分譲区画の販売価格 123,878,718円（1㎡当たり21,800円）（予定）
- オ 分譲内定の時期 令和8年3月（予定）
- カ 土地売買契約締結の時期 令和8年10月以降（予定）

(3) 区画3

- ア 分譲区画の名称 D区画
- イ 分譲区画の所在 福島市大笹生字馬洗場 外地内
- ウ 分譲区画の面積 22,283.39㎡（確定測量後に決定）
- エ 分譲区画の販売価格 490,234,580円（1㎡当たり22,000円）（予定）
- オ 分譲内定の時期 令和8年3月（予定）
- カ 土地売買契約締結の時期 令和8年10月以降（予定）

(4) 区画4

- ア 分譲区画の名称 E区画
- イ 分譲区画の所在 福島市大笹生字塚田 外地内
- ウ 分譲区画の面積 11,674.75㎡（確定測量後に決定）

エ 分譲区画の販売価格 249,839,650円(1㎡当たり21,400円)(予定)

オ 分譲内定の時期 令和8年3月(予定)

カ 土地売買契約締結の時期 令和8年10月以降(予定)

(5) 区画5

ア 分譲区画の名称 F区画

イ 分譲区画の所在 福島市大笹生字金花山 外地内

ウ 分譲区画の面積 14,005.95㎡(確定測量後に決定)

エ 分譲区画の販売価格 305,329,710円(1㎡当たり21,800円)(予定)

オ 分譲内定の時期 令和8年3月(予定)

カ 土地売買契約締結の時期 令和8年10月以降(予定)

(6) 区画6

ア 分譲区画の名称 G区画

イ 分譲区画の所在 福島市大笹生字藤ノ町 外地内

ウ 分譲区画の面積 59,367.50㎡(確定測量後に決定)

エ 分譲区画の販売価格 1,246,717,500円(1㎡当たり21,000円)(予定)

オ 分譲内定の時期 令和8年3月(予定)

カ 土地売買契約締結の時期 令和8年10月以降(予定)

(7) 区画7

ア 分譲区画の名称 H区画

イ 分譲区画の所在 福島市大笹生字館ノ内 外地内

ウ 分譲区画の面積 34,008.70㎡(確定測量後に決定)

エ 分譲区画の販売価格 720,984,440円(1㎡当たり21,200円)(予定)

オ 分譲内定の時期 令和8年3月(予定)

カ 土地売買契約締結の時期 令和8年10月以降(予定)

(公募)

第3条 前条に規定する分譲区画の予約申込みを(以下「申込み」という。)受け付ける期間は、令和7年6月20日(金)より同年11月21日(金)までとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、期間中の土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日祝日は除くものとする。郵送の場合は11月21日(金)必着とする。

(事前協議)

第4条 分譲区画について申込みを行う企業等(以下「申込み企業等」という。)は、福島市商工観光部企業振興課と事業所の立地計画について、申込み前にあらかじめ協議を行うものとする。

(申込み)

第5条 申込み企業等は、申込みにあたり、工業団地申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、福島市商工観光部企業振興課に提出するものとする。

(1) 事業所立地計画書(様式第2号)

(2) 事業内容説明書(様式第3号)

(3) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

- (4) 会社概要
- (5) 直近3か年分の決算書及び事業報告書
- (6) 定款及び履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）
- (7) 法人の印鑑証明書（発行後3か月以内）
- (8) 直近1か年の国税、都道府県民税、市町村税の滞納がない旨の証明書（発行後3か月以内）
- (9) その他必要な資料
（分譲の内定及び応諾）

第6条 要綱第13条の規定により分譲の内定通知を受けた企業等は、分譲区画取得に関しての応諾書を市長に提出するものとする。

（立地基本協定の締結）

第7条 市は、前条の規定による応諾書を提出した企業等（以下「分譲予定企業等」という。）との間において、分譲区画についての立地基本協定を締結することができる。ただし、立地基本協定の締結が、分譲予定企業等が分譲区画への立地及び当該企業等の経営に、支障があると市長が認める場合はこの限りではない。

（分譲区画の面積及び代金の決定）

第8条 市は、分譲区画の造成工事完了後に、改めて分譲区画の面積及び分譲にあたっての売買代金を確定するものとする。

2 分譲予定企業等は、前項で決定した面積及び売買代金をもって改めて買受けの申込みをするものとする。

（土地売買契約の締結）

第9条 土地売買契約の締結は、財産処分に係る市議会の議決を得た後に行う。

2 分譲予定企業等は、市が定める期限内に土地売買契約書に記載の売買代金を市に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第10条 分譲区画の所有権は、分譲予定企業等が前条第2項に定める売買代金を完納したときに分譲予定企業等に移転するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、分譲区画の予約及び分譲に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月5日から施行する。